

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所の設計及び工事の計画認可申請書及び原子炉設置変更許可申請書の補足説明資料における一部数値の誤りについて

2. 日時：令和5年6月8日 11時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他11名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき以下の説明があった。

○ 現在審査中の保安規定変更認可申請及び特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する補足説明資料の作成を進めていたところ、過去の許認可時に提出した補足説明資料において、一部数値の誤りが判明した。

○ このため、再解析等を実施したが過去の許認可の申請内容に変更が生じるものではない。

○ 本件については、社内不適合処置の中で再発防止等を図っていく。

(2) これに対し、原子力規制庁は、再発防止等について適切な対応を実施するように求めた。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 柏崎刈羽原子力発電所 既認可の「設計及び工事の計画認可申請書」補足説明資料ならびに既許可の「原子炉設置変更許可申請書」補足説明資料における一部数値の誤りについて

・ 柏崎刈羽原子力発電所7号機 下部D/W機器搬入用ハッチ室 遮蔽扉の隙間の設定について

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の添付書類四に関する補足説明資料の数値誤りについて